



令和3年3月12日  
県土整備部 都市計画課  
景観形成係  
内線番号 3658

## 県内都市の将来像を審議する、 第195回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更、都市計画区域の変更、都市計画区域区分の変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の午前9時45分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

- 1 開催日時 令和3年3月24日（水） 午前10時 開会
- 2 開催場所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 審議議案 3議案を予定（詳細は別紙）
- 4 傍聴定員 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午前9時45分の時点において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午前9時45分までに来場されない場合、傍聴できないことがありますので、御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

### 5 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- ・当日は、入室前に検温を行い、体温が37.5度以上ある方の入室は御遠慮いただきます。
- ・風邪の症状がある等、体調がすぐれない方の傍聴も御遠慮していただきます。
- ・入室の際には、健康状態申告書に必要事項を記入のうえ、受付に提出していただきます。
- ・傍聴するにあたりましては、マスクの着用や会場に設置した消毒液を御利用いただく等、感染症対策に御協力ください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられる  
まちづくりを



(別紙)

### 第1号議案 高崎都市計画道路の変更(3・3・7号前橋長瀬線の変更)について

3・3・7号前橋長瀬線の交差点形状を変更するものです。

既決定：L=4, 490m W=24m 4車線

変更決定：L=4, 490m W=24m 4車線

変更区間：L=39m

### 第2号議案 前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、前橋勢多都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、富士見都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道利根川上流流域下水道(県央処理区)の変更について

都市計画区域統合に伴う都市計画名称と排水区域の接続する下水道名称を変更するものです。

### 第3号議案 榛名都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(施設の概要)

木くずの破砕 78.64t/日

申請床面積 792.00㎡

既存床面積 0.00㎡

合計床面積 792.00㎡

【参考】「群馬県都市計画審議会」(設置の根拠：都市計画法第77条)

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会で、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけではなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/06/h5810003.html>